

平成26年(ワ)第9280号 ほか11件

判 決 骨 子

【結論】

- ◆ 本件患者ら（原告ら、ただし相続が発生している場合は被相続人ら）128人全員について、水俣病に罹患している（不知火海の魚介類を介したメチル水銀への曝露により、四肢末梢優位の感覚障害又は全身性感覚障害等の症候を生じるに至った）と認定し、1人につき損害賠償金275万円（内訳：慰謝料250万円、弁護士費用25万円）及び遅延損害金の支払請求を認めた。
- ◆ ただし、被告国・被告熊本県が国家賠償法上の責任を負うのは、昭和35年1月以降の規制権限不行使に限られるところ、本件患者らのうち6人については、メチル水銀への曝露時期がそれより前に終了していることから、被告チッソのみの支払義務を認めた。上記6人以外は、被告らの連帯支払義務を認めた。

【病像関係】

- ◆ メチル水銀への曝露と、四肢末梢優位の感覚障害及び全身性感覚障害との間に、疫学的因果関係が認められる。このことは、法的因果関係を判断する上で重要な基礎資料となる。
- ◆ WHOのクライテリア101（1990年）等に発症閾値として示された毛髪水銀値50 ppmを下回る低濃度のメチル水銀であっても、長期にわたり曝露することによって水俣病を発症する可能性がある。
- ◆ 曝露終了から長期間経過後に発症する遅発性水俣病の存在が認められる。特定の年数をもってその発症時期を限定することはできない。

【曝露関係】

- ◆ 特措法の対象地域外であっても、不知火海で獲れた魚介類を継続的に多食したと認められる場合には、曝露が認められる。
- ◆ 被告チッソ水俣工場におけるアセトアルデヒド製造停止（昭和43年）後も、少なくとも水俣湾の仕切網が設置された昭和49年1月までの時期に、水俣湾又はその近くで獲られた魚介類を多食した者については、曝露が認められる。

【除斥期間関係】

- ◆ 除斥期間（改正前民法724条後段）の起算点は、共通診断書検診に基づいて水俣病と診断された時である。本件患者らについて除斥期間は経過していない。